

一般社団法人日本医学会連合ロゴマークに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本医学会連合（以下「本連合」とする。）のロゴマークおよびロゴマークの使用について、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 本連合のロゴマークの形状および色彩は、別図のとおりとする。

(使用に関する総括)

第3条 ロゴマークの使用に関しては、広報委員会委員長が総括し、理事会で報告する。

(使用者の対象)

第4条 ロゴマークを使用することが出来る者は、次のとおりとする。

- (1) 本連合会員
- (2) 本連合がロゴマークの使用を認めた団体等

(使用範囲)

第5条 ロゴマークは営利目的に使用してはならず、使用範囲は次のとおりとする。

- (1) 本連合が発行する印刷物および運営するWebサイト
- (2) 本連合が作成する封筒、便せん等の文具類
- (3) 本連合の役員および職員の名刺
- (4) その他、広報委員長が許可したもの

(使用方法)

第6条 ロゴマークの使用に際しては、別途、広報委員会にて定めた「ガイドライン」に従うこと。

(使用許可申請および事務)

- 第7条 ロゴマークの著作権は本連合に帰属するため、無断で使用することは厳禁とする。
- 2 使用を希望する者は所定の申請書を事前に提出し、広報委員長の許可を得なければならない。
 - 3 第5条(1)、(2)、および(3)に該当する場合は、前項の手続きは不要とする。
 - 4 使用申請および許可に関する事務は、日本医学会連合事務局広報委員会事務担当が行う。

(使用許可の取消し等)

- 第8条 広報委員長は、ロゴマークの使用目的または使用方法等が不相当であると認めた場合や、許可を得た者以外の第三者が使用した場合は、使用の許可を取り消し、または使用を中止させることができる。
- 2 前2項により、使用の許可を取り消し、または使用を中止させたことによって損害が生じた場合でも、本学会はその責を負わない。

附 則

この規定は、2018年9月12日から施行する。